

平成三十年 第二回定例会

市長説明要旨

南アルプス市

本日ここに、平成三十年第二回定例会の開会にあたり、提出いたしました案件につきまして、その概要をご説明申し上げます。

併せて、私の所信の一端を申し述べ、議員各位並びに市民の皆さまのご理解とご協力をお願い申し上げます。

日本人選手の活躍が記憶に新しい第二十三回平昌オリンピックでは、アイスホッケー女子合同チームを結成するなど、南北朝鮮の融和が世界に向けてアピールされ、この四月には、軍事境界線である板門店、平和の家において、十年半ぶりに韓国、北朝鮮両国の首脳会談が開催されました。北朝鮮の金正恩委員長と韓国の文在寅大統領が共に微笑みを交え、軍事境界線を越えて手を取り合う姿は一九五三年の朝鮮戦争休戦協定後、初めてとなる歴史的な光景となりました。

その後、アメリカ、北朝鮮、両国による首脳会談の開催に向けた交渉がされております。現在は、トランプ大統領が首脳会談の中止を発表しておりますが、今後も両国間の様々な動きが予想されます。世界中が注目する首脳会談が実現とな

れば、冷戦時代を通じ約七〇年にわたり敵対関係にあり、核開発で対立してきたアメリカ、北朝鮮の両首脳による歴史的会談となります。しかしながら、これまで繰り返されてきた交渉の歴史から北朝鮮の非核化にどこまで具体的な道筋をつけられるかが最大の争点となり、その道筋を示すことができれば、日本を含む北東アジア地域の安全保障体制にとっても大きな転換点となるため、その動向を注視していきたいと考えております。

一方、様々な花々が咲き乱れた春の景色から、緑輝く新緑の季節に移ろいを見せる南アルプス市内においては、果樹観光のスタートとなる、さくらんぼの収穫時期を迎えております。

今年のさくらんぼは、地域でバラつきはあるものの生育も昨年甚至比べ、十日程早く、豊作傾向であり、例年を上回る多くの皆さまに南アルプス市の魅力をお届けできることを大変うれしく思っております。

本市における平成二十九年度の桃の販売額は、十一億七千

七百八十四万円、ぶどうは、十三億九千七百七十万円と平成二十八年度を上回る結果であり、シャインマスカット単体では、平成二十八年度、一億九千五百十五万円の六十二%増となる三億一千七百十九万円であり、本市産の果実の品質とシャインマスカットの人気の高さが示される結果となっております。

果樹観光のスタートに際し、本年も天候に恵まれ、四季とおして収穫時期を迎える南アルプスの清流と大地が育てた南アルプス市産果実が、実り多き年となり、多くの皆さまに届けられますよう、願うところであります。

遊休農地の解消と都市住民との交流を勧める「滞在型市民農園施設整備事業」につきましては、今年度、七棟の簡易宿泊施設を建設し、滞在型市民農園、クラインガルテンの拡張を行うもので、山村振興等農林漁業特別対策事業費補助金を財源として見込む中で、国、県の関係部局と調整をしております。しかし、年度切り替えを前にして、国の方針転換から、補助金要綱等の改正があり、本市の予算化した事業は、

補助対象外となつてしまいました。

つきましては、不足となる当該補助金分の財源について、合併特例債を充てる財源更正を今定例会に上程させていただいております。

慎重審議の上、何とぞ議員各位のご理解をいただけますようお願いいたします。

なお、国、県の要綱、要領等の改正については、常に注意を払い、情報収集に努め適切に対応するよう、全庁職員に徹底してまいります。

平成二十六年六月に市内全域が地域の自然環境を保全していくユネスコの世界規模の取り組みである「ユネスコエコパーク」に登録され、そのエリアは核心地域、緩衝地域、移行地域の三つのゾーンで構成されております。

本市においては、学術調査や環境教育、自然環境の保全と調和した持続可能な地域社会の発展への取り組みを行う、いわば、「人と自然をつなぐ」地域である緩衝地域の拠点として、県の施設であった森林科学館の移譲を受ける中で伊奈ヶ

湖周辺施設の改修に取り組んできました。

未来ある子供たちが、林間学校や自然体験をとおして、ふるさとへの郷土愛と豊かな人間性を育んでもらう、「人づくりは地域づくり」の理念に沿った施設として、本年四月「エコパ伊奈ヶ湖」としてリニューアルオープンを行ったところであります。オープン間もなく、ゴールデンウィークを迎えましたが、好天にも恵まれ、森林体験やクラフト体験プログラムにも多くの参加をいただき、北伊奈ヶ湖のバーベキュー施設やグリーンロッジのテントサイトなど延べ千五百名を超えるご利用をいただいたところであります。

今後も多彩な自然体験事業を実現すべく、アスレチックの整備やサイン計画に沿った統一的な案内看板の設置、並びに駐車場の拡張など利用者のより一層の利便性の向上に努め、子供たちの自然を学び、育む、学習環境のさらなる充実に取り組みでまいります。

忘れられていた歴史を再び表舞台に出し、ふるさとを誇る心を醸成する「ふるさと〇〇博物館」掘り起こし・育み・

伝えるプロジェクト」につきましましては、本年、秋のオープンに向け鋭意、準備を進めておるところであります。今年度は、白根地区に潜在する隠れた歴史的な物や風習、行事、そこに暮らす人達の記憶などを掘り起こし、専門的見地からの価値のブラッシュアップに取り組んでおります。また、これと併せて、これまでの調査範囲を中心にマップ作成や現地サイン設置に取り組んでおります。

「ふるさと〇〇博物館」は、完成してオープンするものではなく、継続的に調査を行うことにより内容が充実していく「成長していく博物館」であります。オープン後も「掘り起こし」「育み」「伝える」の三つのステップがもたらす、人が集い地域の魅力が活用される過程を循環させ、「南アルプス市らしさを語る歴史資源の創出」と「ふるさとを誇りに思う人材の育成」を進めてまいりたいと考えております。

市制施行十五周年の節目の年を迎える本年、本市のさらなるイメージアップや、市民の一体感醸成のため、市を象徴する木・花・鳥などの選定に取り組んでおります。現在の状況

は、四月から一カ月間の募集期間が終了し、市民の皆さまから様々なご意見をいただいております。今後は、シンボル選定委員会において、意見を集約し、今秋に開催いたします市制施行十五周年記念式典において、結果を発表させていただきます。市民の皆さまが思う、南アルプス市にふさわしく、南アルプス市らしさを象徴するシンボルには、どのようなものが選ばれるのか、私自身、非常に楽しみにしております。

さて、早いもので、市長に就任して三年が経過いたしました。これまで公約を実現すべく、事業を立ち上げ、計画的に取り組んできたところはございますが、任期最終年を迎えるにあたり、これまでの進捗状況を精査し、成果が得られるよう見直しを行っていく必要もあるかと考えております。これまで掲げてきた公約に係る主な事業の取り組み状況について、ご説明します。

先ず、現在の財政状況についてであります。

市長就任以来、行財政改革を公約に掲げてまいりました。特に、健全な財政の堅持につきましては、力を注いできたところであります。

現在、本市の財政状況については、平成三十年度をもって普通交付税の合併算定替えの加算措置が終了し、少子高齢化の進行等によって、社会保障費の増加や老朽化に伴う道路・橋梁等のインフラの改修、さらには、公共施設等の大規模改修が見込まれるため、将来的には厳しい財政状況になることが予想されております。

このようなことから本市では、公共施設再配置計画に基づき、平成三十年度までに公共施設の削減のための再配置と老朽化の進む学校施設等の整備について、この三カ年で集中的に取り組んでまいりました。このため、地方債の残高は一時的には膨らむこととなります。

しかし、この間の財源といたしましては、元利償還金の七割が普通交付税として算入され、実質的な負担は約三割となる合併特例債や過疎対策事業債など、有利な財政措置のある地方債を活用することで、財政負担の軽減を図っております。

平成二十八年度決算で申し上げますと、本市の地方債残高は、約二百七十六億円ではありますが、この内、合併特例債、過疎対策事業債及び、十割が普通交付税に算入されます臨時財政対策債を合せた残高は、約二百四十億円であります。

この内、普通交付税に算入される額は、およそ二百三億円となりますので、実質的な市の負担額は、約三十七億円となります。一方で貯金にあたる基金残高は、約百七十億円であります。

したがいまして、国が地方公共団体の財政状況を判断するために設けた財政健全化四指標では、実質公債費比率は、五・二パーセント、将来負担比率は、マイナス十一・三パーセントと県下十三市中トップであります。

このことから今後、市の財政が大きく揺らぐような心配は全くなく、本市の財政状況は、健全な状態を継続的に堅持できるものと考えております。

また、本年四月に「東日本大震災に伴う合併市町村に係る地方債の特例に関する法律の一部を改正する法律」が公布・施行されたことにより、合併特例債の発行期限がさらに五年

間延長されることになりました。

これを受けて本市でも、新市建設計画の変更を行い、合併特例債の発行期限の延長の手続きを進めてまいります。

限られた合併特例債を有効かつ効率的に活用することによって、健全な財政運営に努めてまいります。

次に、南アルプスユネスコエコパークの推進についてであります。

今年度は、南アルプス自然環境保全活用連携協議会の会長職が静岡市より移管されることになりました。三県十市町村で構成されます協議会の全体運営の責任と自覚を持ち、国際社会においても高い評価を得られるよう協議会を牽引すべく尽力してまいり所存であります。

これに併せて、本市でのユネスコエコパークの推進として、先ず、核心地域におきましては、登山者の多くが利用する広河原山荘の老朽化に伴い新築移転することといたしました。山小屋機能だけでなく南アルプス山麓への玄関口に相応しい山岳観光や森林環境教育施設を兼ねた拠点施設の一端を

担える施設運営を目指してまいります。

このため、山荘改築事業につきましては、今年度、保安林解除などの許認可を得た後に事業者の選定を行い、来年度早々から着工できるよう、三カ年の継続費を設定し効率的な事業推進を考えております。

また、昨年度より、再整備を進めておりました伊奈ヶ湖周辺施設については、グリーンロッジやウッドビレッジ等の大規模改修工事が終了し、四月二十四日に無事リニューアルオープンいたしました。オープン当初より大変好評をいただいているところであります。

先月、二十二日には、株式会社山梨中央銀行と「地方創生に関する包括連携協定」を締結いたしました。

これは地方創生の一環として、観光を含めた本市の産業の発展と、移住定住促進や子育て支援対策など、様々な分野で相互に連携し、ユネスコエコパークの理念に基づいた地域の活性化を目指すものであります。

この協定により、本市がイベントや周知活動等を実施する

際には、山梨中央銀行の施設やネットワークを活用することが可能となるので、今年度は、山梨中央銀行の県外店舗において、ユネスコエコパークと伊奈ヶ湖周辺施設のピーアール活動を行う予定であります。

次に、生活支援体制整備事業の推進についてであります。少子高齢化が進み、地域とのつながりが希薄化し、家族・世帯のあり方が変化するなか、本市を取り巻く環境も大きく変化してきております。

このような状況において、私たちが高齢者になっても安心して暮らしていける地域をつくるためには、行政の力だけでは限界があります。これからは、まさに「地域の力」、「支えあいの力」が必要となる時代が到来したと考えております。

本市では、南アルプス市地域支えあい協議体を、市全体の問題として話し合う、第一層協議体と、より細かな地域課題を話し合う、小学校区を単位とした第二層協議体とに体系付けてして整備を行い、年齢を重ねても安心して暮らすことができる地域づくりを推進しているところであります。

現状としましては、十五小学校区のうち、八つの小学校区において、既に第二層の協議体が設置されており、今年度末には、全小学校区に協議体が設置できるよう、鋭意準備を進めている状況であります。

さらに、将来的には自治会等を単位とする、第三層協議体へと発展させ、地域住民が「自分事」として捉え、支えあい、助け合いに一步踏み出せるよう支援していきたいと考えております。

次に、「幸せ実感 健康リーグ事業」についてであります。本市では昨年度より、高齢者を地域で支え合う体制づくりを進める一方で、住民主体による健康づくりに取り組んでおります。

昨年度は、市民の健康意識の向上を目的に取り組みを行った結果、事業協賛として十五団体に協力をいただき、健康ポイント付与と相まって健診事業の受診率向上に繋がっております。今年度は、より企業連携に力を入れるとともに、地域医療の充実の観点からも、かかりつけ医、かかりつけ

薬局との連携に取り組んでまいります。

先月には、県内で本市のみが参画しているスマート・ウエルネス・シテイ研究会に職員を派遣し、健康からまちづくりを推進するための方策について、情報交換を行ってまいりました。

健康づくりはまちづくりであり、健康であることは社会貢献であります。より健康寿命の延伸に向けて、市民にとって安心安全なまちづくりを、健康を通じて目指してまいります。

続きまして、これまで継続的・重点的に取り組んでまいりました主要事業について、ご説明させていただきます。

一点目としまして、行政改革の重要方策の一つであります「公共施設再配置」に基づく、支所等の移転整備状況についてであります。

先月の二十一日に八田支所を八田高度農業情報センターに移転し、複合施設としてスタートいたしました。

これにより、芦安支所、若草支所を含め老朽化が進行して

いた三つの支所の窓口機能が、市民の皆さまの拠り所となる地域の複合拠点施設に集約されることとなりました。

今後は、旧若草支所内に文書書庫を整備し、旧八田・芦安支所内に保管している公文書を移動させた後、来年二月までには両支所の解体工事を終了する予定であります。

これら「南アルプス市公共施設再配置アクションプラン」に基づき再配置を実施いたしますと、更新費用の年平均で一億六千万円、延床面積で、一万二千平方メートルの削減が見込まれることとなります。将来の費用負担を軽減するため、にこれまで、鋭意集中的に取り組んでまいりましたので、今後も適切な進捗管理と確実な事業実施に努めてまいります。

次に二点目としまして、四月より名称を変更した南アルプスインターチェンジ新産業拠点整備事業の状況についてであります。

現在、新産業拠点整備事業は、農業を含む広範な地域資源を活用した新たな産業の創出や、南アルプスユネスコエコ

パークの玄関口としてふさわしい「民設民営による新たな産業拠点」とすべく、一步ずつ着実に進めております。

これまで、旧完熟農園跡地を事業用地として、市が一元管理させて頂くことなど、今後の方針について地権者の皆さま、お一人おひとりに説明してまいりました。

現在、事業への事前同意を頂くための個別交渉を行っておるところでございますので、引き続き、懇切丁寧な説明を重ね、地権者の皆さまの同意が得られるよう努力してまいります。

なお、事業の推進に必要な地権者の皆さまの同意が得られましたならば、次のステップとして、優良な企業の誘致に向けての取り組みに移行する予定であります。

次に、三点目としまして、庁舎整備の状況についてであります。

本庁舎東側に建設する耐震棟は、二月から基礎工事に着手し、三月末には地下躯体工事を終え、四月より地上躯体部分の工事を行っているところであります。

本庁舎においても、四月から屋上防水改修や各階のトイレ配管改修などに着手しております。

耐震棟は十一月には完成予定であり、これに併せて、本庁舎地下と一階の窓口部門、並びに福祉部門は耐震棟に移動することとなります。

移動後は、本庁舎一階部分の改修と外構工事に取り掛かり、今年度中の完成を目指しているところであります。

市民の皆さまには、ご不便をお掛けすることになりますが、広報や案内板を通じて情報提供を行ってまいりますので、ご理解とご協力をいただけますようお願い申し上げます。

先に申しましたとおり、今年度は市長任期四年目の総決算の年度となります。

引き続き、諸課題を一つひとつ着実に解決しながら、公約に掲げた項目の実現に向け、取り組みを加速してまいりますので、議員各位、市民の皆さまのご理解とご協力を賜りたく、お願い申し上げます。

続きまして、本定例会に提出いたしました案件につきまして、ご説明申し上げます。

市議会第二回定例会に提出いたしました案件は、条例の一部改正の専決処分につき承認を求める案二件、条例案五件、予算案三件、契約案二件、財産の取得案三件、市道路線に関する案二件、同意案六件、合わせて二十三件であります。

はじめに、承認第一号、「南アルプス市税条例の一部を改正する条例の専決処分につき承認を求めることについて」であります。

これにつきましては、地方税法等の一部を改正する法律が、平成三十年三月三十一日公布されたことに伴い、南アルプス市税条例の一部を改正する必要が生じ、特に緊急を要するため議会を招集する時間的暇がないことから、地方自治法第七十九条第一項の規定に基づき、平成三十年三月三十一日に専決処分したので、議会に報告し承認を求めるものであります。

次に、承認第二号、「南アルプス市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分につき承認を求めるところについて」であります。

これにつきましては、地方税法施行令等の一部を改正する政令が平成三十年三月三十一日公布されたこと、及び山梨県が平成三十年四月一日から国民健康保険に係る財政運営の責任主体になることに伴い、南アルプス市国民健康保険税条例の一部を改正する必要が生じ、特に緊急を要するため議会を招集する時間的暇がないことから、地方自治法第一百七十九条第一項の規定に基づき、平成三十年三月三十一日に専決処分したので、議会に報告し承認を求めるものであります。

次に、議案第五十六号、「南アルプス市税条例の一部改正について」であります。

この案につきましては、地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、固定資産税の特例措置を行うことにより、市内の中小企業を支援することができるため、本条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第五十七号、「南アルプス市介護保険条例の一部改正について」であります。

この案につきましては、介護保険法施行令等の一部を改正する政令の施行に伴い、所要の改正を行う必要があるため、本条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第五十八号、「南アルプス市生涯学習センター条例の一部改正について」であります。

この案につきましては、南アルプス市白根生涯学習センターの整備に伴い、南アルプス市生涯学習センター条例に位置及び使用料等を規定する必要があるため、本条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第五十九号、「南アルプス市公民館条例の一部改正について」であります。

この案につきましては、現南アルプス市白根中央公民館を廃止し、新たに建設する南アルプス市白根生涯学習センター

を、南アルプス市白根中央公民館に位置付ける必要があるため、本条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第六十号、「南アルプス市立図書館条例の一部改正について」であります。

この案につきましては、南アルプス市立白根桃源図書館の移転に伴い、所要の改正を行う必要があるため、本条例の一部を改正するものであります。

次に、補正予算案について、ご説明申し上げます。

本定例会に提出いたしました補正予算案は、南アルプス市一般会計のほか二特別会計の、合わせて三会計であります。

はじめに、議案第六十一号、「南アルプス市一般会計補正予算（第一号）」について、ご説明申し上げます。

補正額を、九千六百三十六万七千円の増額とし、歳入歳出

予算の総額を、三百二十三億一千六十四万六千円といたすものであります。

歳出の主なものについて、政策体系別にご説明申し上げます。

先ず、「安全でみどり豊かな人がつながるまちの形成」についてであります。

『県民の森周辺施設（エコパ伊奈ヶ湖）等再整備事業』として、七百七十万一千円を計上いたしております。

四月二十四日にリニューアルいたしましたエコパ伊奈ヶ湖を、ユネスコエコパークの緩衝地域の拠点施設として位置づけ、自然体験、森林環境教育等の場として活用していくため、自然を生かしたアスレチック施設などの整備に伴う設計費、及び樹木の間伐に要する経費を計上するものであります。

財源といたしましては、合併特例債を見込んでおります。

次に、『コミュニティ活動支援事業』として、田島区及び

小笠原区戸田町内会のコミュニティ活動設備整備費に、三百七十万円を、また、オーチャード・ヒル区の自主防災備品整備費に、二百万円の助成金を計上いたしております。財源といたしましては、全て、一般財団法人自治総合センターのコミュニティ助成事業の活用により、賄うものであります。

次に、「ともに生き支えあうまちの形成」についてであります。

『生活保護業務運営管理事業』として、生活保護基準額の見直しに伴い、システム改修委託費として、百六十二万円を計上いたしております。

次に、「うるおいと活力のある快適なまちの形成」についてであります。

先ず、『滞在型市民農園施設整備事業』につきましては、当初財源として見込んでおりました、山村振興等農林漁業特別対策事業費補助金が国の方向転換から交付対象外になっ

たことにより、財源を合併特例債へ更正するものであります。

次に、『南アルプスブランド戦略事業』として、市内農業者が実施するシャインマスカットの加温ハウス設置事業に対し、八百五十九万四千円の補助金を計上いたしております。財源といたしましては、県支出金の「産地パワーアップ事業推進費補助金」を見込んでおります。

また、『市単土地改良事業』として、老朽化により倒壊した農業用水路の改修にかかる測量設計業務費として、四百八十九万三千円を計上いたしております。

次に、「心豊かな人と文化をはぐくむまちの形成」についてであります。

先ず、『スポーツ推進委員運営事業』として、ニュースポーツであります「フロアボール」教室の開催経費に、九十八万四千円を計上いたしております。

「フロアボール」とは、プラスチック製のステイックとボールを使ったホッケーに似た室内競技で、生涯スポーツの

一つとして普及推進を行うものです。

財源といたしましては、一般財団法人地域活性化センターの公共スポーツ施設等活性化助成金の活用により、賄うものであります。

次に、『甲西文化財調査事務所解体事業』として、公共施設再配置方針に基づき、甲西文化財調査事務所の解体、旧若草支所内への収蔵品保管庫の整備、及び収蔵品の移転経費として、四千八十二万五千円を計上いたしております。

財源といたしましては、合併特例債を見込んでおります。

以上、歳出予算の財源といたしましては、国・県支出金、諸収入、繰入金、市債を見込んでおります。

次に、議案第六十二号、「南アルプス市国民健康保険特別会計補正予算（第一号）」についてご説明申し上げます。

補正額を、百五十六万八千円の増額とし、歳入歳出予算の総額を、七十四億六千二百七万五千円といたすものでありま

す。

次に、議案第六十三号、「南アルプス市介護保険特別会計補正予算（第一号）」についてご説明申し上げます。

補正額を、四百四十三万二千円の増額とし、歳入歳出予算の総額を、五十七億二千三百七十八万五千円といたすものであります。

内容につきましては、制度改革に伴う介護保険システムの改修費を計上するものであります。

以上で、補正予算案についての説明を終わります。

次に、議案第六十四号、「巨摩保育所改修工事請負契約の締結について」であります。

この案につきましては、去る五月十日に行われた事後審査型条件付一般競争入札により、甲信建設工業・ナカゴミ建設巨摩保育所改修工事共同企業体と一億六千九百五十六万円で請負契約を締結するものであります。

次に、議案第六十五号、「ふるさと文化伝承館改修工事請負契約の締結について」であります。

この案につきましても、去る五月十日に行われた事後審査型条件付一般競争入札により、長田組土木・市川工務店ふるさと文化伝承館改修工事共同企業体と一億八千五百七十六万円で請負契約を締結するものであります。

なお、議案第六十四号、並びに議案第六十五号の二案件につきましても、地方自治法第九十六条第一項第五号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分の範囲を定める条例第二条の規定により、議会の議決を経る必要があるため提出するものであります。

次に、議案第六十六号、「財産の取得（旧若草支所書架）について」であります。

この案につきましても、旧若草支所に設置する「書架」を取得するもので、去る四月二十六日に行われた指名競争入札により、株式会社正直堂 南アルプス店と二千四百三十七

万五千六百円で物品購入契約を締結するものであります。

次に、議案第六十七号、「財産の取得（消防ポンプ自動車（CD・I型）」について」であります。

この案につきましては、南アルプス消防署に配備する「消防ポンプ自動車（CD・I型）」を取得するもので、去る五月十日に行われた指名競争入札により、有限会社ヤマト商事と四千六百四十三万八千四百二十九円で物品購入契約を締結するものであります。

次に、議案第六十八号、「財産の取得（救助工作車（H型）」について」であります。

この案につきましては、南アルプス消防署に配備する「救助工作車（H型）」を取得するもので、去る五月十日に行われた指名競争入札により、株式会社モリタ東京営業部と一億二千四百十九万九千四百四十四円で物品購入契約を締結するものであります。

なお、議案第六十六号から議案第六十八号の三案件につき

ましては、地方自治法第九十六条第一項第八号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分範囲を定める条例第三条の規定により、議会の議決を経る必要があるため提出するものであります。

次に、議案第六十九号、「市道路線の認定について」であります。

この案につきましては、開発行為等により寄附された四路線を市道認定するものであります。

次に、議案第七十号、「市道路線の変更について」であります。

この案につきましては、県道移管に伴う路線の見直しにより一路線の起終点地番等を変更するものであります。

次に、同意案第二号、「教育長の任命について」であります。

この案につきましては、小松重仁教育長の任期満了に伴い、同教育長を再任したいので、地方教育行政の組織及び運営に

関する法律第四条第一項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

次に、同意案第三号、「公平委員会委員の選任について」であります。

この案につきましては、有泉公雄委員の任期満了に伴い、同委員を再任したいので、地方公務員法第九条の二第二項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

次に、同意案第四号、「固定資産評価員の選任について」であります。

この案につきましては、樋川勇二評価員より退任の申し出があったため、新たに税務課長の櫻本竜哉を選任したいので、地方税法第四百四条第二項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

次に、同意案第五号から同意案第七号、「固定資産評価審査委員会委員の選任について」であります。

この案につきましては、伊東義己委員、中込敏彦委員、

篠原 操委員の任期満了に伴い、同三名を再任したいので、地方税法第四百二十三条第三項の規定により、議会の同意を求めます。

以上、提出案件について、ご説明申し上げます。

何卒、よろしくご審議の上、ご議決いただけますようお願い申し上げます。

平成三十年六月一日

南アルプス市長 金丸一元